

兵高教組

2024年9月17日

## 調査情報 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL：078-341-6745 FAX：078-351-3185  
 URL：http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

## 再任用の希望調査 短時間勤務の区分は今年度と同じ

短時間は「週3日と週2日」などの「マッチング」が基本。退職後の「週3日」は補充職員等の場合もあり。

実質的には今年度からの定年引上げに伴って「定年前再任用短時間勤務」が導入され、同時に、これまでフルタイムだけとされていた特別支援学校および少数職種にも短時間勤務が導入されて、すべての職種での再任用短時間勤務が実現しています。これまでの粘り強い交渉の成果です。昨年度から、短時間の区分の設定や「マッチング」のことなど改善の要求に対して、理解は示されるものの、変更には至っていません。引き続き要求が必要です。

ここでは高校・特別支援学校における再任用短時間勤務制度の概要、および定年前再任用短時間と暫定再任用短時間の違いを中心に見ていきます。特に今年度60歳～64歳になる方は、よくお読みいただき、不明な点や不安な点は高教組にご相談ください。

用語 定年前再任用短時間 … 退職後、60歳になる年度の翌年度から、引き上げられた定年の年度までの再任用短時間勤務のこと。

暫定再任用 …… 従来の再任用と同じで、引き上げられた定年の後、65歳の年度までの再任用のこと。フルタイムと短時間がある。

## 短時間の勤務形態

次の①～④の勤務形態があり、職種によって下表のように選択できます。

- ① 週25時間50分 [2/3 人分]
- ② 週23時間15分 [週3日 0.6人分]
- ③ 週19時間22分30秒 [週2.5日 0.5人分]
- ④ 週15時間30分 [週2日 0.4人分]

職種	選択可能な勤務形態
高校教諭	②・④
特別支援学校教諭	① 視覚特支と聴覚特支は②・④も可
養護教諭	③
栄養教諭	複数配置校は②・④も可
実習教員	②・④
寄宿舎教員	①・②・④

## 任用・配置での「原則」は「マッチング」

再任用短時間は、原則として「マッチング」(②+④、③+③、2人枠に①×3)で配置されます。各校1組(定年前と暫定を合わせて)が原則ですが、学校の職員数によって、2組まで可能な場合や再任用短時間を配置できない場合もあります。また、可能な組数を超える希望者がいる場合は、「体調面、介護等の理由がある者を優先する」とされています(診断書等は不要です)。

「マッチング」によって配置されると、現任校以外への配置となることもあります。

暫定再任用フルタイムの場合は、従来通り「新たなルール」での運用となるので、本人が他校への配置を希望しなければ、基本的には現任校での勤務となります。

(裏面参照)

## 高校教諭の暫定再任用短時間は「マッチング」以外も

定年前再任用短時間は「マッチング」のみですが、

高校教諭の暫定再任用短時間では、「マッチング」以外に補充職員あるいは時間講師での対応があります。

## 特別支援学校教諭は通常の「マッチング」以外の可能性も

特別支援学校教諭の再任用短時間は、希望者が学校に1～2名の場合は、「週3日+週2日」もしくは「初任研加配の会計年度任用職員」の可能性が検討されます。

## 気をつけるべき点

- 定年前再任用短時間では、「マッチング」ができないと短時間勤務ができません。
- 週20時間未満の勤務[左の③、④]では、社会保険の使用者負担がありません。健康保険は公立学校共済組合の任意継続(2年以内)を選ぶか国民健康保険に加入しなければなりません。厚生年金および雇用保険には加入できません。
- 再任用短時間勤務の条件が整わないことになった場合は、定年前であれば退職しないように変更できますし、定年後であれば再任用フルタイムへの変更が可能です。また、定年前・定年後いずれでも再任用短時間勤務をしないという選択もできます。
- もし調査票の提出後に変更・辞退等を考える場合は、できるだけ速やかに管理職に相談しましょう。

## 今年度の任用状況

今年度の再任用短時間勤務は、実現しているのは高校教諭だけです。希望の通りにならずフルタイムや退職を選んだ人もいて、「週3日」の希望者が「週2日」に変えることを依頼された例もあります。制度をさらに改善して、活用しやすくする必要があります。

## 校長から対象者への十分な説明が必要

校長が対象者に十分な説明をすること、「マッチング」等の無理強いをしないことなどを、県教委との間で確認しています。

## 今後のスケジュール

- |          |                |
|----------|----------------|
| 10月4日(金) | 希望調査の県への提出締切   |
| 11月      | 新規再任用希望者の面接    |
| 12月上旬    | 再任用短時間勤務の可否の連絡 |

健康で安心して働けるような再任用制度にさせましょう!

## 再任用者の配置校についての「新たなルール」の運用8年目

**フルタイムは、基本的には現任校。他校への配置は限定的。  
短時間は、「マッチング」のために他校配置となる場合あり。**

再任用制度の発足当初、高教組は「原則現任校」勤務として県教委と合意しました。その後2016年度に県教委から、「全職員に占める再任用者の割合が増えて、学校運営上課題が生じているところもある」という理由で、配置校についての新たなルールについての協議の申し出がありました。交渉を重ねた結果、校長や県教委による恣意的な運用がされないような確認をした上で、「新たなルール」が策定され、2018年度新規の再任用者から適用されています。「新たなルール」の概要は、

- ・「その学校で再任用者が多く、そのことによって学校運営上の課題が生じている場合」に限り、本人が希望していなくても他校への配置を検討できる。そうでない場合は、本人が現任校を希望していれば現任校に配置する。
- ・他校への配置を検討できる場合でも、校長は該当者に丁寧に「学校運営上の課題」を説明し、本人の希望・事情等を十分に考慮して対応しなければならない。

というものです。ところが、「県教委がすることだからわからない」とか、無条件に他校へ配置できるかのような誤ったことを言う校長がまだにいます。真に受けると、他校への配置を強いられたり、再任用を希望しているのに「他校になるなら再任用をやめよう」というようなことにもなりかねません。雇用と年金の確実な接続のための再任用制度が、本人の希望に添って運用されるように高教組はとります。

## 「新たなルール」等について県教委との間で確認していることなどをQ&amp;Aの形で解説

**Q. これまで短時間勤務は「介護、健康等の事情のある者に適用」とされていましたが、これからはどうなりますか？**

A. 制度発足当初より「個別の事情は、本人から校長もしくは県教委への申し出とする」「介護、健康に限定せず、本人の申し出に従ってフルタイムでも短時間でも可能」ということで、県教委との間で了解ができています。このたびの再任用制度の部分改定では、「介護、健康等」という条件はつけられていません。ただし、学校で可能な組数を超える希望者がいる場合は、「体調面、介護等の理由がある者を優先する」とされています。〈いずれも本人の申し出で可。診断書等は不要〉

**Q. これまでは特別支援学校や少数職種では短時間勤務が実施されていませんでしたが、それが変わったのですか？**

A. 変わりました。高教組は、希望する教職員すべてに短時間勤務を含めた希望の任用形態での再任用を保障することを求めています。県人事委員会の「給与等に関する報告」にも「希望どおりの勤務形態で採用されていない。職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要がある」とあり、2022年度の確定交渉でやっと、**すべての職種で短時間勤務を実施する**という回答を引き出しました。ただ、その運用方法などについては、まだまだ改善の余地があります。

**Q. 現任校での任用を希望していますが、どうしたらいいでしょうか？**

A. **調査票の備考欄に「現任校を希望する」など、はっきり書きましょう。また、面談(校長)、新規再任用希望者の面接(県教委)では、「現任校を希望する」など配置希望校をはっきりと伝えましょう。**

**Q. 校長が、定年前の職員に「再任用の期間を入れると9年以上になるから今のうちに異動を」と言ったり、再任用の職員に「再任用を含めて9年目だから他校へ」と言ったりしますが、本当ですか？**

A. 誤りです。再任用は1年ごとの任用で、「異動」の対象ではないので計画交流は関係ありません。

**Q. 校長が「再任用は、どこの学校になるかわからない」などと言いますが、本当ですか？**

A. 誤りです。そもそも、学校に再任用者数が多すぎるのでなくて、本人が現任校を希望しているならば、他校への配置は検討できない、というのが「新たなルール」です。

**Q. 本人が現任校を希望していても他校配置を検討できるのは、どんな場合ですか？**

A. 「学校全体の再任用者数が多すぎること」「そのことによって学校運営上の課題が生じていること」が他校配置を検討できる大前提です。職員全体の年齢構成や当該教科における年齢構成を考慮するとしても、それを第一の理由として他校配置を検討できるわけではありません。他校への配置を検討できる場合でも、本人の希望・事情など種々の状況に十分に配慮して、事前に本人に働きかけることとされています。

**不明な点、不安なことは、ご相談ください。あなたも高教組へ。**